

④ 休暇期間

休暇の取得方法は、①1～3年休職する、②パートタイム労働(週16～32時間)に移行する、③職業教育を受ける、のいずれかの方法又はその組み合わせである。休暇期間は、出産の場合は子どもが満3歳になるまで、3歳未満の子どもを養子にした場合は最長3年間、3歳以上16歳未満の子どもを養子にした場合は養子とした日から1年間である。

養育休暇中に次の子どもが生まれた場合、当該養育休暇の終了日を起点として次の子どもを対象とする養育休暇を取得できる。

⑤ 休暇中の給付

休暇期間中は賃金が支払われない。ただし、2人目の子どもからはこの休暇の取得者は養育手当の対象となる。なお、乳幼児迎え入れ手当の導入により、1人目の子どもから賃金補助が支給されることとなった。

⑥ 使用者の義務

使用者は、要件を満たす労働者から休暇取得の申請があれば、休暇の取得を認めなければならない。労働者が休暇取得後復職する場合、休暇取得前と同じ又は同等の仕事に戻さなければならない。

(4) 子どもに付き添うための休暇

① 概 要

病気や事故に遭った子どもを持つ親が、子どもに付き添うために取得する休暇である。

② 根拠法令

根拠法令は、労働法典である。

③ 制度の対象及び要件

重病、重度の障害を持つ子ども、事故に遭った20歳未満の子どもを持つ親が、子どもに付き添う場合に取得できる。重病等につき医師の証明書を雇用主に提出することが必要である。

④ 休暇期間

1回の休暇期間は最長4か月であり、2回更新するこ

とができる。

⑤ 休暇中の給付

休暇中は「子どもに付き添うための手当」(表1-13参照)が支給される。

⑥ 使用者の義務

使用者は、要件を満たす労働者から休暇取得の申請があれば、休暇の取得を認めなければならない。労働者が休暇取得後復職する場合、休暇取得前と同じ又は同等の仕事に戻さなければならない。

(5) 勤務時間の短縮

養育休暇の取得方法として、正社員よりも勤務時間の短いパートタイム労働を選択することができる((3)参照)。

⑥ 父親休暇

① 概 要

父親と母親の責任を均等にすることを目的に2002年から導入された^{〔E10〕}。出産から4か月以内に父親がまとまった休暇を取得できる制度である。

② 根拠法令

根拠法令は、労働法典である。

③ 制度の対象及び要件

対象は、労働者、職業教育を受講している者、失業手当を受給している失業者で、子どもが生まれた父親である。休暇に入る1か月前までに雇用主に休暇を取得すること及び復帰の日時を予告する必要がある。

④ 休暇期間

休暇日数は11日間(双子以上の場合は18日間)である。子どもの誕生から4か月以内に連続して取得しなければならない。

⑤ 休暇中の給付

休暇中は社会保障制度の家族部門から税・社会保険料込み賃金の8割が支給される。

⑥ 使用者の義務

法律上特に規定はない。

5 保育サービス**(1) 概 要**

フランスでは、保育サービスは主に3歳未満の子どもを対象としている^(注11)。

フランスでは、乳幼児を保育サービスを利用しない親と託児所等保育サービスを利用する親の割合は拮抗していると言われている。有償の保育サービスを提供しているのは、主に託児所(特に集団託児所)と認定保育ママである。集団託児所の多くは市町村が運営しており、1990年代半ばまでは保育サービスの中心であった。しかし、施設を設置する市町村の財政難のため集団託児所の受入能力が頭打ちとなった。そこで、政府は1994年の家族関連法により、認定保育ママを雇用する家庭に対する援助、在宅保育手当を導入し、家庭における託児支援を重点的に行った。

このため、1998年には、認定保育ママが預かることのできる子どもの数が72万4,100人(1990年は24万6,000人)と、集団託児所の13万8,400人の5倍以上となつた。

しかし、認定保育ママは資格要件が緩く、集団託児所と比較してサービスの質が低いという利用者の評価も多い。こうした評価を背景に、政府は2001年から2004年までに、新たに託児所の受入能力を25万人分拡充する予定である。

(2) 施設におけるサービス**① 集団託児所(Creches Collectives)****a 概 要**

県の認定を受けた託児所であり、託児施設の中では最も一般的な施設である。

所長は国家資格である「ピュエリキュルトゥリス」(乳幼児専門の看護師)保持者であり、職員の半数以上が「ピュエリキュルトゥリス補助」の資格を持たなければならぬ。

利用時間が固定される等利便性に欠けるものの料金が安い市町村立の託児所は利用希望者が多く、妊娠したらすぐ市町村に申込む女性も多い。

子どもは週末以外、毎日預けることができる。

1か所当たりの定員は15~80名である^(注12)。

b 設置・運営主体

市町村、民間企業、非営利団体が運営しているが、市町村が運営している託児所が一般的である。

c 財源・料金

家族給付全国公庫が各市町村に補助金を給付し、各市町村は自らが運営する集団託児所や非営利団体が運営する集団託児所に補助金を給付する。民間企業が運営する集団託児所に対しては、補助金は給付されない。

パリ市が運営する集団託児所では、料金は1か月1人30ユーロから570ユーロであり、親の所得によって料金が決定する(親の収入が多いほど料金が高くなる)。一方、パリ市内の民間集団託児所が子ども1人を1か月預かる場合、平均的な料金は約1,500ユーロである。

d 利用資格

市町村立の託児所の利用者は、託児所が設置されている市町村の住民でなければならない。通常生後2か月の乳児から3歳未満の乳幼児を受け入れる。

e 設置数

1999年における設置数は4,300か所、収容人数は13万8,400人である。

② ファミリー託児所(Creches Familiales)**a 概 要**

ファミリー託児所では認定保育ママを採用し、採用された認定保育ママは2か月半から3歳までの乳幼児を自宅で預かる。子どもが2歳半になると認定保育ママが週に数回子どもを連れてファミリー託児所に通う。定期的に託児所の職員(「ピュエリキュルトゥリス」の資格を持つ)が認定保育ママの自宅を訪問し、保育環境に問題がないか確認することとなっている。

利用者は認定保育ママを直接雇用しないので、個人的に雇用する場合のように募集や雇用手続きを行わないで済む。また、保育時間も集団託児所より柔軟である。

b 設置・運営主体

県が認定し、市町村、民間企業、非営利団体が運営している。

c 財源・料金

集団託児所と同様である。

d 利用資格

集団託児所と同様である。

e 設置数

1999年における設置数は1,103か所、収容人数は6万900人である。

③ ペアレント託児所**a 概 要**

3歳未満の子どもの親が共同で組織、運営する託児所である。親が交代で子どもの保育を行う。県が認定し、母子保護センター^(注13)の監督を受ける。

b 設置・運営主体

子どもを預ける親が構成するアソシエーション^(注14)が行う。

c 財源・料金

集団託児所と同様である。

d 利用資格

利用者はアソシエーションに加入しなければならない。

e 設置数

1999年における設置数は740か所、収容人数は8,500人である。

④ アルト・ギャルドリ**a 概 要**

毎日ではなく、時間単位又は半日単位で子どもを預けることができる施設である。

利用するには予約が必要である。

責任者はピュエリキュルトゥリス、ソシアルワーカー、看護師、助産師でなければならない。

b 設置・運営主体

県が認定し、市町村、民間企業、非営利団体が運営している。

c 財源・料金

集団託児所と同様である。

d 利用資格

集団託児所と同様である。

e 設置数

1999年における設置数は4,804か所、収容人数は6万8,100人である。

(3) 在宅サービス：「認定保育ママ」制度**① 概 要**

「認定保育ママ」制度は、1977年に制定された。認定保育ママは職業教育の後、県の管轄下の母子保護センターが認定する。

母子保護センターは、認定に当たり、1人の認定保育ママが預かることができる子どもの人数を、本人の能力等を考慮して決定する(最高3人)。資格の有効期間は5年間で、更新可能である。

認定保育ママに子どもを預けようとする親は、認定保育ママとの間で雇用契約を結ぶ。認定保育ママは、契約した親の子どもを、認定保育ママの自宅又は契約した親の自宅で預かる。

1999年1月1日における認定者数は30万7,000人である。

② 料 金

料金は一般的に公立の託児所より高いと言われている。政府からは、認定保育ママを雇用する者に対して、認定保育ママ雇用補助又は乳幼児迎え入れ手当の保育費用補助が支給される。

③ 利用資格

特にない。

(4) 利用状況

政府の担当者によれば、2003年における0～3歳の子ども230万人のうち、親が保育サービスを利用していないのは100万人で、全体の約43.5%を占めるに過ぎない。50万人は認定保育ママ、20万人が託児所、30万人は幼稚園(早期教育)に預けられており、その合計は親が保育サービスを利用しないケースに匹敵する。残り30万人については政府でも把握していない(親戚、知り合い等に預けられている模様である)。

6 多様な働き方を実現するための取組み**(1) 労働時間の減少**

労働時間の長さも多様な働き方の実現に大きく影響するが、2001年におけるフランスの年間総労働時間(製造業・生産労働者)は1,554時間と、主要先進国の中でも比較的短い。年間総労働時間は1990年代半ばまで1,680時間前後で推移していたが、1998年に週35時間労働奨励法が公布され、その後急速に労働時間が減少している。

(2) フレックスタイム

1日の勤務時間は労使協約で定められる場合が多いが、労使が合意すれば、個々の労働者の勤務時間を自由に選択できる制度を導入することができる。

(3) サバティカル休暇制度

フランスの長期休暇には、目的別の休暇(「企業の創設又は再生のための休暇」、「職業教育休暇」)のほかに、使途に制限がないサバティカル休暇がある。

サバティカル休暇は、①そのとき勤めている企業における勤務年数が3年間以上、かつ通算の勤務年数が6年以上であり、②そのとき勤めている企業で過去6年間に長期休暇を利用してない労働者が利用できる、6か月～11か月の長期休暇である。使途は自由であり(ただし競業禁止義務あり)、休暇取得後は元と同じ仕事又はそれに類する仕事に復帰でき、元と同等又はそれ以上の給与が支給される。

使用者は同時期にサバティカル休暇を取得する従業員の人数が一定の水準を超える場合に休暇の取得時期を遅らせることができ、その従業員がいなくなると企業の円滑な業務に支障が出る場合には休暇の取得を拒否することができる。

休暇中は無給である。なお、2003年、有給休暇を積み立てて(年間最大22日)無給休暇の際の給与補償に充てる休暇貯蓄制度が導入された。

(4) 世代間ワークシェアリング

フランスでは、1980年代初頭に、高齢世代の勤労時間を削減し、若年失業者等の追加雇用を実現することを目的とした世代間のワークシェアリングを推進する施策が講じられた。

1982年に労働法典が改正され、週当たり労働時間が40時間から39時間に引き下げられると同時に、早期退職制度が導入され、55歳以上60歳未満の労働者が自発的に退職・引退し、退職から3か月以内に他の労働者が新規に雇用された場合、引退した労働者に対して60歳になるまで年金手当が支給されるようになった。

7 これまでの制度改革**(1) 出産・育児を巡る課題**

フランスは家族に対する経済的支援等に積極的に取り組んできており、一連の施策は合計特殊出生率の上昇に見られるように、出生の促進に有効であったと考えられる^(注15)。

しかし、育児を行う親の立場からは、達成されていない課題も多い。

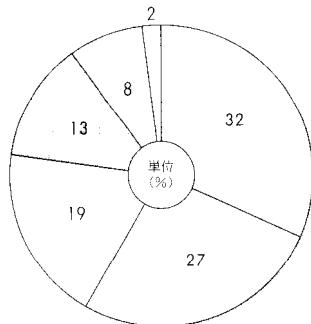
① 取得しにくい育児休暇

希望どおり育児休暇が取得できない理由として、休暇により所得が減少すること、休暇取得後の復職が不透明であること等が考えられる。

育児休暇中、賃金は支払われず、養育手当も2人目の子どもから支給される。家族給付全国公庫の委託で行われたアンケート調査でも、政府に求める政策として、休暇や労働時間短縮を可能とする経済的支援を求める人が最も多い(図1-14)。

また、育児休業後の復職については、法律上は保証さ

〈図1-14〉政府に要望する政策



- 親の一方が仕事を中断できるよう経済的支援を拡充すべきである
- 親の一方が労働時間を短縮できるよう経済的支援を拡充すべきである
- 子供の家で面倒見ることができるよう経済的支援を拡充すべきである
- 託児所など公的な受入施設を拡充すべきである
- 認定保育ママを雇用できるよう経済的支援をすべきである
- 分からない

資料：Credoc “Conditions de vie et Aspiration des Français”
(2003)

れているものの、実際には休暇取得後に復職できるとは限らない。

②託児方法

共働きで、養育休暇を3年間取得しない場合、あるいは休暇を取得せずに仕事を続ける場合には、有料で他人に子どもを預けなければならない。こうした世帯は核家族化が進んでいる都市部で特に多いと思われる。

しかし、公立託児所は、入所希望者に対して受け入れ能力が不足している。5(4)で見たように、3歳未満の子ども230万人のうち、託児所に預けられるのは20万人に過ぎず、30万人はどこに預けられているかも把握されていない。また、両親が共働きである3歳未満の子ども100万人のうち、20%弱が預ける場所がない、と言われている。

また、公立託児所については、料金が比較的安いものの、子どもを預かる時間が固定されている等様々な規制があり不便である。他方、認定保育ママは親の仕事に合わせて保育をする等柔軟な対応が期待できるが、コストが公立の託児所よりも高い、サービスの質に個人差が見られる、募集や雇用契約の手続きが面倒である等の欠点がある。

(2) 出産・育児制度の改革

フランス政府によれば、このような課題があるため、「子どもの数は2～3人を理想とする人が多いが、実際の子どもの数は理想より1人少ない」(政府担当者の発言)のが現状となっている^(注16)。

そこで、政府では、家族が理想とするだけの子どもを出産し育てられる環境整備のため、以下のような取組を行っている。

① 2003年全国家族会議

家族政策は、フランスの政党間の主張が比較的類似している分野である。2002年に保革共存のジョスパン政権からラファラン首相による保守政権に移行したが、家族政策において大きな変更は見られない。

ラファラン政権は、2003年4月29日の全国家族会議(囲み記事参照)において、新たな家族政策を発表した(表1-15参照)。

今回の会議で公表された最も重要な施策は、既存の養育手当、乳幼児手当、認定保育ママを雇用する家庭に対する援助、在宅保育手当を統合した「乳幼児迎え入れ手当」(PAJE)の創設である。シラク大統領は家族給付の整理統合を2002年の選挙公約の1つとして掲げており、この手当の創設はこの公約を実現するものである。

〈表1-15〉2003年の全国家族会議で発表された新たな政策

- ・養育手当等を統合し、「乳幼児迎え入れ手当」(PAJE)を創設する。
- ・事業所内託児所を創設したり、子どものための支出を補助したりするなど、family friendly policy を導入した企業に対する税控除を創設する。
- ・事業所内託児所や事業所共同託児所を含む「託児所開設プログラム」の一環として、5年間に20,000の託児所を創設する。
- ・民間託児所の創設促進を通じた民間事業の参入を促進する。
- ・認定保育ママの地位を向上させるため、雇用上の地位(雇用契約の強制、月給制及び有給休暇を含む。)について法律を整備する。また、認定基準を緩和とともに、適切な勤務経験を通じたキャリア開発を可能とする。

②「乳幼児迎え入れ手当」(PAJE)の導入

従来の家族支援措置は、出産、保育、家庭内雇用の創出、最低収入の保証等の目的に応じて様々な制度が並存しており、極めて複雑である。そこで、政府は、2003年の全国家族会議(囲み参照)において、家族給付を整理統合して異なる形態の措置(手当の給付、払い戻し、社会保険料の軽減、税制上の措置)が相互に機能しやすくすること、また、子どもを持つ労働者が仕事をする、しないの選択を自由に行い、仕事をする場合の託児方法もできるだけ自由に選択できるようにすることを目的として、「乳幼児迎え入れ手当」(Prestation d'accueil du jeune enfant, PAJE)の導入を提案し、2004年1月1日から実施されている。

乳幼児迎え入れ手当の導入について、使用者団体であるフランス企業運動(MEDEF)は、家族政策は「正しい方向に向かっている」と判断している。家族問題に強

い関心を持つNPO等で構成されるフランス家族問題全国連合(UNAF)も、財政状況が厳しい中、手当の給付額が予想以上であることを好意的に受け止めている。

これに対し、労働組合は不満を表明しているところが多い。例えば、CGT-FOは、「(2003年の全国家族会議における)新政策は既存の施策の焼き直しであり、期待を満たすものではない上、第1子が生まれた時に仕事を辞めた人に手当を給付することで、対象となる親(そのほとんどは女性)が退職することにつながる」と懸念を表明している。

③託児所の増設

実際の要望と比較して受入能力がはるかに低いと指摘され続けてきた託児施設について、政府は、2000年の全国家族会議において、乳幼児の受入数を3~4万人増やすための「施設拡充のための乳幼児特別金庫」

全国家族会議

全国家族会議は、家族政策の進捗状況を報告するとともに、新たな家族政策を発表する場として、1982年に第一回会議が開催された。1994年には「家族に関する法律」に基づく会議として開催が義務づけられ、1998年には関連省庁間の調整を行う家族問題省庁横断組織が設置され、会議を所管している。

会議は首相が主催し、関係大臣、国民会議の文化・

家族・社会問題委員会委員長、上院の社会問題委員長、労使団体、家族問題の分野で働くNGO等が参加する。

会議が新たな政策を公表する場となっているため、新政策の公表に向け、会議の開催数か月前から関係省庁、関係団体が事前に折衝を行っている。

フランス家族問題全国連合(UNAF)

フランスでは家族問題に関して様々なNPOや宗教団体が活動を行っている。その中で最も大きな組織がフランス家族問題全国連合(UNAF)である。

フランス家族問題全国連合はNPOや宗教団体を加盟単位とするNPOである。2004年1月における加盟団体数は約8,700、加盟団体に加入する家族の合計は約100万世帯である。

主な活動は、家族問題について加入団体の意見を集約し国の方針に反映させるための働きかけである。独自の研究所を持ち、家族問題について調査研究も行っており、フランスの家族問題について大きな影

響力を持っている。

また、他のNPOと異なり、フランス家族問題全国連合は、国に対して一定の義務を果たさなければならない。現在、①諮詢に対する答申(国から諮詢された事項について答申しなければならない)、②立法・司法への協力(立法について意見を表明しなければならない、また、家族問題に関する裁判において家族の権利を守らなければならない)、③国の家族政策の評価、等の義務を負う。このため、社会保障財源法(1951年法)により、国から毎年家族手当総支給額の0.1%が支給されている。

パリ市の託児所増設計画

パリ市のドランノワ市長は、託児施設の受入能力拡充が市政の最も重要な課題であると訴え、2001年の市長選挙に当選した。就任後、自らの公約を実現するため、託児所の増設計画を立案し、受入能力拡充に取り組んでいる。

パリ市の託児所、認可保育ママ、幼稚園等の受入能力を合計し、共働きの親(一人親を含む)の子どもの数を引くと4,500人になるため、4,000～5,000人分の受入能力の拡大を目標としている。

増設に当たっては、公的機関にしか子どもを預けられない経済的に裕福でない人が多い区において重点的に整備を行う方針である。また、親もなるべく自宅の近くに子どもを預けたいと考えていることから、全ての人が自宅から歩いて15分以内の場所に託児所があることを最終的な目標にしている。

託児所の増設に際しては、場所の確保が困難である。法律により、託児所の面積は子ども1人当たり10m²以上、子どもを60人以上受け入れることができなければならぬが、パリ市で600m²の面積を確保する

(FIPE)を家族給付全国公庫に設置することを発表し、2001年1月に15億フラン(約2億3,000万ユーロ)が投入された。

託児施設を開設する者に対して、受入能力1人当たり4～7万フランの援助金がFIPEから交付された。

当初、FIPEの設置期間は1年限りとされていたが、2001年の全国家族会議で延長が発表され、さらに2万5,000人～3万人の受入能力拡大を目標に10億フラン(約1億5,000万ユーロ)が投入された。

8 今後の課題・見通し

フランスでは、政府が、出生の促進ではなく、親が出産・育児について幅広い選択を行うことができる環境の整備を家族政策の最も重要な課題と認識しており、今後も様々な取組みが推進されるものと思われる。

2004年1月には、認定保育ママの地位向上を目指した制度改正を行うための法案が提出されている。この法案は、認定保育ママの研修を充実させるとともに、書

のは至難の業である。そこで、低所得者住宅の1階に託児所を設置したり、市営アパートを託児所に改修したりしている。閉鎖された企業内託児所の施設を利用して開設した一般市民向けの託児所の運営をNPOに委託するなど、NPOとも積極的に協力している。NPOから提案のあったインターネットカフェ、パン屋の改修による託児所の増設が実現している。

受入能力の拡大に伴い、保育資格を持つ職員の採用を拡大する必要にも迫られた。市では、小児専門看護師学校で広報を行うとともに、卒業後3～5年託児所で働くことを条件に学生に対して経済的支援を行ったり、学生に研修生として託児所で勤務してもらったりして、人員を確保している。学生を1～2年間雇用する若年者向け職業訓練制度も活用している。

市長就任後2004年1月までの間に、受入能力は約1,900人分増加した。市当局者によれば、(現市長の任期が満了する)2007年までには目標を達成したいとのことである。

面による雇用契約の義務づけ、労働時間の明確化等により認定保育ママの労働条件を向上させるもので、当面はこの法案の成立が家族政策の重要課題である。

(注1) 20世紀前半には、政府は出生促進を大きな政策課題としていた。1920年には多産女性の表彰制度が始まり(この制度は現在も存続)、1939年、ダラディエ内閣の下、出生率の引き上げを目的とする「家族法典」が制定された。

(注2) フランスでは、19世紀後半に企業が扶養者補助手当を導入し、20世紀前半に徐々に普及した。1932年には、ランドリ法により、2人以上の子どもを持つ商工業部門の労働者が家族手当の支給を受けるようになったが、家族手当は業界や県により異なり、国は支給額の下限等を定めるものの、個々の家族手当の運営には関与していないかった。

(注3) このほか、1990年代後半の景気回復が出生率の上昇に影響しているとの指摘もある。

(注4) フランスにおけるパートタイム労働者の定義は、「労働時間が、法定労働時間(週35時間)よりも短い者又は部門別若しくは企業別労働協約で定められた労働時間又は事業所に適用される労働時間(法定労働時間より短い場合)よりも短い者」(労働法典L212-4-2条)とされている。

パートタイム労働者は、報酬、休日・休暇、労働条件等に

ついてフルタイム労働者との平等取扱原則が労働法典により保証されているが、短時間労働であるという特殊性に鑑み、勤務時間割の変更方法、1日の労働時間の配分、所定外労働時間、年間変形労働時間制について特別な規定が設けられている。

- (注5) 家族給付全国公庫(CNAF)は家族に関連する手当の給付を行う公的機関である。業務内容は国との間で締結される「目標・運営協定」によって決まる。実際の手当の給付業務は全国に123ある家族手当公庫(CAF)によって行われ、家族給付全国公庫は家族手当公庫の業務指導も行う。
- (注6) フランスの社会保険は、原則労使からの拠出金を財源としている。家族関連の給付に関しては、使用者が被保険者の所得の5.4%を保険料として支払い、労働者は負担がない。
- (注7) 一般福祉税は、家族関連給付の財源として1991年に導入された。課税対象は給与、資本収入等で、当初の税率は1.1%であったが、その後年金、医療保険の財源にもなるとともに税率が引き上げられ、現在の税率は7.5%である。
- (注8) フランスでは、企業が労働時間を短縮したりパートタイム労働者を雇用したりした場合に社会保険料の軽減措置が講じられる。軽減された保険料に相当する額は国が税収等から補填する。
- (注9) 医療保険金庫は、医療保険及び労働災害保険の給付などの業務を行う公的機関である。全国被用者医療保険金庫によって統括される。
- (注10) ただし、父親休暇導入前も、父親は母親の出産時に3日の休暇を取得する権利が労働法典により保障されていた。この権利を行使し、父親休暇も取得すると合計14日間の休暇が取得できる。
- (注11) フランスの義務教育は7歳から始まる。3歳から6歳までの子どもの大半は幼稚園に通っている。幼稚園は、第二次世界大戦後整備が進み、1960年の6,159校から1990年には19,000校と約3倍に増加した。3~6歳児のうち幼稚園に通っている子どもの割合は、1999年で90%以上である。
- (注12) 定員が40人以下の集団託児所は、ミニ託児所と呼ばれる。
- (注13) 母子保護センターは県傘下の組織で、託児所の監督の他、予防接種の実施など母親や乳幼児に関する施策を担当している。
- (注14) アソシエーションとは、1901年法によって規定される営利を目的としない人の集合体である。県ごとに承認され、法人格を持つ。我が国のNPOに相当する。
- (注15) 小島(2002年)は、Blanchet et Kleinが行ったマイクロシミュレーションによる推定結果を紹介している。この結果によると、フランスの家族手当を他の西欧諸国並みの水準に引き下げ、出生順位による格差を解消したとすると、合計特殊出生率は0.4ポイント低下する。
- (注16) なお、フランス政府の担当者によれば、現在の子どもの数について、「満足すべきものではないが、それほどひどい状態でもない」との認識を示している。また、大家族(子ども3人)、大々家族(子ども4人以上)への施策が手厚いが、これは出生促進を目的とするものではなく、子どもの多い家族を経済的に支援しようとしているに過ぎないとのことである。

参考文献

- ・江口隆裕
「フランスの年金制度－日本と比較を中心に」(2003年)
一橋大学経済研究所ディスカッションペーパー No.154
- ・小島 宏
「先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究」(2002年) 厚生科学研費総合報告書
- ・小島 宏
「フランスにおける育児・介護休業制度」(2000年)
日本労働研究機構編
『諸外国における育児・介護休業制度－ドイツ・フランス・スウェーデン』 日本労働研究機構編
- ・林 雅彦
「フランスの労働事情」(2001年) 日本労働研究機構
海外調査シリーズ52
- ・林 雅彦
「フランスの家族政策、両立支援政策及び出生率上昇の背景と要因」(2003年) 日本労働研究機構
- ・林 雅彦
「フランスの社会保障制度の概要 I」日本労働研究機構『海外労働時報』2003年2月
- ・藤井良治・塩野谷祐一編
「先進国の社会保障6 フランス」(1999年) 東京大学出版会
- ・フランス保健・家族・障害者省ホームページ
(<http://www.famille-enfance.gouv.fr>)
- ・労働政策研究・研修機構
「データブック国際労働比較 2004」
- ・Caisse Nationale des Allocations Familiales
“l'e-ssential”
- ・Caisse des Allocations Familialesホームページ
(<http://www.caf.fr/>)
- ・United Nations
“World Population Prospects”